

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第7条の2、第9条及び第12条関係）</p> <p>1. ～7. （略）</p> <p>8. 担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券のうち、DVP参加者の属する関係法人等グループ（一のDVP参加者並びに当該DVP参加者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）、関連会社（同条第5項に規定する関連会社をいう。以下この項において同じ。）及び親会社（同条第3項に規定する親会社をいう。）並びに当該親会社の子会社若しくは関連会社で構成される集団をいう。）が発行する機構取扱有価証券については、当該DVP参加者が担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券から除外することができる。</p> <p>9. ～13. （略）</p>	<p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第7条の2、第9条及び第12条関係）</p> <p>1. ～7. （略）</p> <p>8. 担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券のうち、DVP参加者が発行する機構取扱有価証券（当該DVP参加者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項の規定により当該DVP参加者の親会社とされる者をいう。以下この項において同じ。）、子会社（財務諸表等規則第8条第3項の規定により当該DVP参加者の子会社とされる者をいう。以下この項において同じ。）又はその親会社の子会社の発行する機構取扱有価証券を含む。）については、当該DVP参加者が担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券から除外することができる。</p> <p>9. ～13. （略）</p>

2 附 則

この改正規定は、平成29年3月31日以後の当社が定める日から施行する。